| 修正箇所     | 所 正誤区分 |         |  |  |  |
|----------|--------|---------|--|--|--|
| 特記<br>目次 | - HK   | 1       |  |  |  |
| 頁番号の変更   | 正      | 1. 工事整理 |  |  |  |

| 修正箇所         | 正誤区分 |   |  |  |
|--------------|------|---|--|--|
| 特記仕様書<br>P15 | 品    | 2 0 - 1 第五計劃書   |  |  |
| 20-4 標識工追記   | 正    | 20. 1. 新報報に関する参照 30-1 年 江州南部 21 - 1 東江州南部 20 - 1 東江州南部 21 東西住民第1 - 20 - 1 「東江州南東の港田」に次を送加する。 1  元 元 |  |  |

| 修正箇所   | 正誤区分 |                             |  |  |
|--|------|-----------------------------|--|--|
| 特記仕様書<br>P15<br>20-4                             | 船    | 2.0. 工事機能に限する事項 2.0 - 1 第二計 |  |  |
| 標識から、「は、大学・学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学 | 正    | 2 11 - 5                    |  |  |

| 修正箇所         | 正誤区分  |             |  |  |  |  |
|--------------|---|-------------|--|--|--|--|
| 特記仕様書<br>P16 | 20-5 連載1 20-6   20   1   20   2   2   2   2   2   2   2   2 |             |  |  |  |  |
| 項目番号の変更      | 正   | 世面表の項目 区分内容 |  |  |  |  |

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

| 修正箇所   | 所正誤区分  |   |  |
|--|--|---|--|
| 特記仕様書<br>P16<br>20-6<br>遮音工                          | win win with the state of the | 20-5 第四年 20-5 1 開刊 用神経療性 15-5 - 2 1 (60) (2) 某機 特別上海水(下寮を担当する。  - 通信を分析 |  |
| 区分内容 追記 項目 変更 のの | H  | 201-01-4 大島   |  |

| 修正箇所   |   | 正誤区分   |  |
|--|---|--|--|
| 修正箇所<br>記世<br>記世<br>記世<br>記<br>記<br>日<br>で<br>の<br>の | suit suit suit suit suit suit suit suit | 20-6-3   加工   担産仕帳書   8-14-4   「施工」に次を追加   提設支柱の所近の位置に引引けをする際、 指像 とする。なお、既設定音號の取替にあたっては都   20-6-4   支払   支払   変換   変換   変換   変換   変換   変換   変換   変 | 加する。 あを与えないように慎重に行い、防縛処理を施すもの 徹去した同日に行うものとする。  認り変更する。  強制された数量に対し、それぞれ1枚当りの契約単価 書及び監督員の指示に総って行う遮客板の撤去、発生  及、選音を務下防止ワイヤ、支柱回転が出てりての設 機嫌選具等本工事を完成させるために必要な費用で諸 ものとする。  - |
|  | 正                                       | 2 0 - 6 - 4 支払   | A1   枚   |

| 修正箇所                                    |   | 正誤区分   |
|---|---|--|
| 修正<br>筒所<br>特記<br>日<br>目<br>変<br>事<br>の |   | 20-7-8  女形   |
|   | 正 | B1     枚       20-8 交通規制工       20-8-1     種別       共通仕様書 19-3-2 「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制<br>箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりと<br>する。       単価表の項目     区分内容       財制     機考       路肩規制     8:30~17:30<br>(9:00~17:00)       1 車線規制     5:30~15:30 |

| 修正箇所         |        | 正誤区分                               |  |  |  |
|--------------|--------|------------------------------------|--|--|--|
| 特記仕様書<br>P19 | #K     | 20   8   2   次わ   元子 「文化・すめをお助けする。 |  |  |  |
| 項目番号の変更      | H<br>H | 特別を受ける                             |  |  |  |

| 修正箇所  |      | 正誤区分  |   |  |
|---|------|---|---|--|
| <ul><li>特</li><li>可</li><li>目</li><li>変</li><li>要</li><li>の</li></ul> | - HK | 12-1「発生する残存物件と引護し方法」に規定 20-10-2 種別  「事務的止懼版去工の単価表の項目の種別は、下表  「単価表の項目 「転落的止懼版去工」「転落防止欄を撤立 20-10-3 施工 「既設構透物を撤去する際は、再利用が可能なようは原則としてポルト・ナットの取外しにより行うも員に連絡のうえ、その確認を得るものとする。 20-10-4 数量の検測 「転落的止懼版去工の数量の検測は、設計数量(m 20-10-5 支払 「転落的止懼版去工の数量の検測は、設計数量(m 20-10-5 支払 「転落的止懼版去工の支払は、前項の規定に従って約単価で行うものとする。この契約単価には、設計撤去、引渡しまでの運搬、荷割し等撤去工の施工にために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くす  「単価表の項目  特-(2)  「単価表の項目 「転落防止柵撤去工 20-11-1 定義 「路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示 20-11-2 種別 「路面標示消去工とは、設計図書及び監督員の指示 | 区分内容  去するもの。  慎重に撤去するものとする。なお、部材の取外しのとするが、取外し不可能な場合は速やかに監督  (する) で行うものとする。  (検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契  図書及び監督員の指示に従って行う既設構造物の 要する材料・労力・機械器具等本工事を完成する 一校測の単位 m  こに従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。  ひとおりとする。  区分内容 ージェット式により幅15cmで消去するもの  機を使用するものとし、回収した汚濁水について  な。  「現地確認のうえ受注者と協議し定めるものとす  の廃棄処理等の費用をいう。  、機散対策を行うものとする。  |  |
|   | 正    | 単価表   | 20-11-5 交払  転落助用権限またの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計商語及び監督員の指示に送って行う既設構造物の報去、引敵しまでの避難、荷部し等被去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸部費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。  単値表の項目  ウー(2) 無法形式上型の12-1 機別 原面標示消去工と、設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行うことをいう。  20-12-2 種別  路面標示消去工の中値表の項目の種別は、下表のとおりとする。  単価表の項目 区分内容  A 既設路面標示をウォータージェット記により幅15cmで消去するもの  20-12-3 施工  (1) 路面視示消去にはウォータージェット消去機を使用するものとし、回収した汚濁水については、関連は合を遵守し通切に処理するものとする。  (2) 濁水塩脂に受する費がした原物の施薬処理等の費用をいう。 (3) 本報通行車両に影響が無いように施工中の機数対策を行うものとする。なお専用とは実施に要する素別な定動物の施薬処理等の費用をいう。 (3) 本報通行車両に影響が無いように施工中の機数対策を行うものとする。 なるお専用とは実施に要する素別な定動物の薬薬処理等の費用をいう。 (3) 本報通行車両に影響が無いように施工中の機数対策を行うものとする。 20-12-4 数能の検測 路面標示消去工の検測は、設計数量(m)で行うものとする。  20-12-5 交払 路面標示消去にの支出を対しまして検測された数量に対し、1 m当たりの契約単値で行うものとする。  21-12-25 交払 路面標示消去工の検測とかしまするが表別を含むされての費用を含むものとする。  単価表の項目  ・検測の単位  特ー(3) 路面標示消去工   1 |  |

| 修正箇所                                   | 所正誤区分 |  |  |   |  |  |
|--|-------|--|--|---|--|--|
| 修正箇所<br>特記<br>日子<br>日子<br>日子<br>の<br>の | 誤     |  | 20-11-5 支払   | は、設計数量(m)で行うものとする。 は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォーター等路面機示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。 単価表の項目 検測の単位 路面標示消去工 A m  に示す工事の内容 工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目とおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項は行わないものとする。  工事の内容 アンカー削孔作業を行う前に、鉄筋の配置間隔や深さを調査する費用をいう。  工事の内容 標識柱撤去、標識板撤去、転落防止柵撤去において必要となる谷和原に~谷田部に間の有料道路料金費、及び遮音板取替において必要となる柏に~流山に間の有料道路料金費をいう。  更及び追加について では、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容 者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協 | ジェット式に<br>事を完成する<br>に示す工事の<br>目の単価に含<br>備考<br>備考                     |  |
|  | 正     |  | 新単価で行うものとする。撤去、引渡しまでの運搬経<br>特一(2)  2 0-1 2 路面標示消<br>2 0-1 2-1 定義<br>路面標示消去工とは、「<br>2 0-1 2-2 種別<br>路面標示消去工の単価<br>単価表の項目  A  2 0-1 2-3 施工<br>(1) 路面標示消去工はは、関連法令を遵守する。なお表面では、関連とは比談<br>(3) 本線通行車両にとは比談<br>(3) 本線通行車大路を選出を対し、の検測的である。なお表面では、対して、のの消法があると、のの消法をあると、のの消法をある。と、のの消法をある。と、のの消法をあると、のの消法をある。と、のの消法をある。と、のの消法をあると、のの消法をある。と、ののの消法をある。と、のののの消法をある。と、ののののののののののでは、ないののでは、ないののでは、ないのでは | 表工  設計図書及び監督員の指示に従って、既設路面標示の消去を行表の項目の種別は、下表のとおりとする。 区分内容  既設路面標示をウォータージェット式により幅15 c mで消去すなカータージェット消去機を使用するものとし、回収した汚港、適切に処理するものとする。 費用については、監督員が現地確認のうえ受注者と協議し定とない要する薬剤及び沈殿物の廃棄処理等の費用をいう。 とい要する薬剤及び沈殿物の廃棄処理等の費用をいう。 といまする薬剤及び沈殿物の廃棄処理等の費用をいう。 といまする薬剤及び沈殿物の廃棄が理等の費用をいう。 といまする薬剤及び沈殿物の廃棄が理等の費用をいう。 といまする薬剤及び沈殿物の廃棄が理等の費用を行うものとする。 は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うウォーター等路面標示消去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。 単価表の項目  ・検測の単位 路面標示消去工  ・検測の単位 | 既設構造物の事を完成する  デうことをいう。  『あもの  蜀水について  めるものとす  数字約単価で行  ジェット式に 事を完成する |  |

工事件名) 常磐自動車道 谷和原管内遮音壁設置工事

